

# 扶育費返還に関する書類一覧表

天理教一れつ会

- ◎今春、大学・大学院を卒業(修了)予定の皆様には、進路によって扶育費の返還をしていただく場合があります。
- ◎進路によってその手続きが異なりますので、以下に従って手続きを進めてください。

	○一れつ会からの送付書類					●提出していただく書類						備考
	扶育費返還のしおり	扶育費返還対象者通知書	扶育費返還誓約書	返還条件等通知	自動払込利用申込書	扶育費返還誓約書	扶育費返還猶予願	自動払込利用申込書	保証書	連帯保証人の印鑑証明書	在学証明書	
①本部勤務	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	※本部勤務、直属教会勤務、上級教会勤務など連続して2年以上ひのきしんをすることで、返還が免除になります。ただし、高校寮の生活指導員は、3年伏せ込むこと。 (例) 布教の家1年間修了後、引き続いて直属教会で1年間勤務の場合も免除となります。 ※直属教会長子弟の場合は、②のうちで教務支庁に勤務した場合のみ免除該当になります。
②直属教会、詰所勤務または教務支庁勤務	○	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	※扶育費返還のしおりに綴じ込みの「保証書(直属教会長の署名捺印が必要)」と「連帯保証人の印鑑証明書」を提出してください。 ※2年以上ひのきしんすると、返還免除になります。
③上級教会勤務	○	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	※扶育費返還のしおりに綴じ込みの「保証書(直属教会長の署名捺印が必要)」と「連帯保証人の印鑑証明書」を提出してください。 ※2年以上ひのきしんすると、返還免除になります。
④布教活動をする	○	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	※扶育費返還のしおりに綴じ込みの「保証書(直属教会長の署名捺印が必要)」と「連帯保証人の印鑑証明書」を提出してください。 ※布教活動を2年以上すると、返還免除になります。 ※教会本部所管「布教の家」(1年間)修了後、その進路によっては返還対象になる場合があります。
⑤修養科・教人資格講習会受講	○	-	-	-	-	-	●	-	-	●	-	※猶予期間が終了した後の進路により、扶育費返還対象になる場合があります。 ※進学の場合は、毎年度始めに在学証明書を提出してください。
⑥進学(大学院・天理教校)	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	※「在学証明書」を提出してください。 ※在学中は扶育費返還が猶予されます。卒業、修了、または退学後の進路によって返還対象になる場合があります。
⑦自教会勤務	○	○	○	△後日	○	●	-	●	(注)	●	-	※返還途中で本部または教会での御用に専念し、2年以上伏せ込んだ場合は、それ以降の返還は免除されます。
⑧就職	○	○	○	△後日	○	●	-	●	-	●	-	※「扶育費返還誓約書」、「自動払込利用申込書」及び「連帯保証人の印鑑証明書」を提出してください。 ※上記書類の提出後「返還条件等通知」を送ります。